

宮原コミュニティセンター施設使用料

■ 1 時間あたりの施設使用料

	市内			市外		
区分	多目的室 1 多目的室 2 キッチンスタジオ 防音室 ふれあいデッキ 1階ホワイエ 2階ホワイエ	みんなのホール イベント広場	和室 セミナー室 フリースペース	多目的室 1 多目的室 2 キッチンスタジオ 防音室 ふれあいデッキ 1階ホワイエ 2階ホワイエ	みんなのホール イベント広場	和室 セミナー室 フリースペース
一般利用	400	600	300	600	900	450
受講料ありの教室など	800	1,200	600	1,200	1,800	900
その他興行、宣伝、営業等	1,200	1,800	900	2,000	3,000	1,500

■ 1 時間あたりの施設使用料（飲酒を伴う場合）

	市内			市外		
区分	多目的室 1 多目的室 2 キッチンスタジオ 防音室 ふれあいデッキ 1階ホワイエ 2階ホワイエ	みんなのホール イベント広場	和室 セミナー室 フリースペース	多目的室 1 多目的室 2 キッチンスタジオ 防音室 ふれあいデッキ 1階ホワイエ 2階ホワイエ	みんなのホール イベント広場	和室 セミナー室 フリースペース
一般利用	600	900	450	900	1,350	670
受講料ありの教室など	1,200	1,800	900	1,800	2,700	1,350
その他興行、宣伝、営業等	1,800	2,700	1,350	3,000	4,500	2,250

■ 1 時間あたりの施設使用料（キッチンカー・屋台など屋外使用）

	市内	市外
区分	キッチンカー・移動販売車など（1台につき） 屋台・露店など（1軒につき）	
一般利用	2,000	3,000
3時間未満の使用	1,000	1,500

■ ご使用に関する留意事項

- 1 使用者は、別表に規定する使用料を前納しなければならない。
- 2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。適当と認めたときは使用料の還付する額を決定し、その額を還付するものとする。
- 4 使用料には、各室の附属設備、備品及び冷暖房設備の使用料を含む。
- 5 1 時間未満の使用は、1 時間とする。
- 6 使用時間には、使用のための準備及び使用後の復元のための時間を含む。